

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C部の専門職として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月、当時Dにあった別法人で正社員として働いていた際、精神科を初めて受診したところ「心因症」と診断され、以降薬を服用しながらも勤務を続け、何社か転職を繰り返した後、会社に就職したところ、業務量が膨大であったことから、平成〇年〇月頃に精神障害が重症化したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「統合失調症」と診断され、平成〇年〇月〇日、Fセンターに受診し「統合失調症」と診断され、平成〇年〇月〇日、G病院に受診し「統合失調症」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の悪化は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分序

(略)

第4 爭 点

請求人の精神障害の悪化が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、主治医の意見書、診療録等及び発病に至る経緯から、請求人に発現した精神障害は ICD-10 診断ガイドラインに照らし「F 20 総合失調症」（以下「本件疾病」という。）であるとし、その発病時期については、幻聴、妄想が頗在した平成〇年〇月頃であるとしている。また、請求人は、その後も定期的に受診していることから、症状は一進一退を繰り返しながら経過しているとし、被害関係念慮、易疲労感、焦燥感、不眠等の諸症状が出現したためH病院に入院した平成〇年〇月頃に、本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したものであると判断している。

当審査会としても、上記の経緯に鑑みると、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 当審査会において、請求人の業務による心理的負荷となる出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 本件疾病の発病は、上記のとおり、請求人が会社に採用される前のことであり、業務上の事由によるものと認めることはできない。

イ 本件疾病が業務上の事由により悪化したか否かを検討すると、認定基準においては、「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に悪化したと認められる場合に限り、悪化した部分について業務上の疾病として取り扱うものとされているところ、一件記録を精査するも、請求人については、生死にかかわる等の業務上の病気やケガをするなど極度な心理的負荷となる経験や1か月に160時間を超えるような時間外労働を行うなどの極度な長時間労働に従事するなどの出来事は確認できない。したがって、決定書理由で説示のとおり、当審査会としても、本件疾病の悪化を業務上の事由によるものと認めることはできないものである。

ウ なお、請求人は、「平成〇年〇月頃に精神障害を発病した原因について調査不足であり、単に平成〇年〇月頃に精神障害が悪化したということではない。」旨主張しているが、上記ア及びイで説示のとおりであり、請求人の主張は認められない。

(4) 以上からすると、本件疾病の発病及びその悪化は業務上の事由によるものとは認めることはできない。

(5) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。